

立 監 第 4 7 7 号
平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日

(請求人) 様

立川市監査委員 村木 良造
" 佐藤 みち子
" 須崎 八朗

清掃工場移転不実行及び住民不平等に関する住民監査請求に対する監査結果
について (通知)

平成 21 年 8 月 30 日付で提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、監査結果を同条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第 1 請求人

住所・氏名略

第 2 請求の受理

平成 21 年 8 月 30 日付で提出のあった本件請求については、法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 21 年 9 月 3 日にこれを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求の趣旨 (措置要求書の原文のとおり)

清掃工場周辺の住民は、青木前市長が平成 20 年 12 月末で現清掃工場は他の地域に移転するとの協定書を結び、その日を心待ちにしておりました。

しかし、その協定は今も守られず、清掃工場はモクモクと有害な煙を吹き上げ、平然と操業を続けております。そのうえ移転計画は、今もって具体的な形すらありません。これで過去 3 回も協約書や協定書の約束を踏みにじられています。

1 回目 : 42 年前の桜井三男元市長の『今後焼却炉の増設や改修はおこなわない』

2 回目 : 30 年前の岸中土良元市長の『炉の耐用年数にあわせて移転する』

3 回目 : 前年末にあたる青木久前市長の『平成 20 年末までに他の地域に移転する』

新しい清掃工場を作るには、10年は要すると説明を受けています。それからしますと少なくとも10年前の1999年から計画や予算準備をしなくてはならなかったはずですが、そんな形跡はまったくなく、後から持ち上がった新庁舎の建設に巨額な市税を拠出しております。(現時点で総額109億円) 清掃工場の建設にあたって、連合自治会側の指摘で昨年やっと準備金1億円を計上したありさまです。「立川市一般廃棄物基本計画」にも移転の記載がありません。まさに立川市は最初から移転などする気がなく協定書を結んだとしか思えません。

また情報公開で、協約書や協定書、覚書を取り寄せて初めて事実として明らかになったことですが、清掃工場に隣接する2自治会に対しては、期日までに移転ができなかった場合は、補償金を払うという約束が明記されています。

そのうえ、お湯の無料供給を(旭自治会には40年前から、虹ヶ丘自治会には28年前から)長年にわたり継続しております。その経費は、直近の11年間(平成9年～19年)でも1億9千3百万円(補修工事等で約7千7百万、水道費で1億1千6百万円)かかっております。40年間では少なくとも、おおむね6億円強と考えられます。すなわち、給湯のための熱交換器(清掃工場内)の補修のメンテナンス費用が2年に1回で2千数百万円。それぞれの住宅までのお湯供給用配管施設の敷設費用もすべて市税から投入されています。

このお湯の無料供給の40年前の名目は、『焼却煤煙のススで洗濯物が真っ黒になることに対する洗濯代の名目であった』当該自治会から実際に聞いております。その後各種フィルターや処理装置が取り付けられ、煙突も倍以上の高さになっている現在においては、洗濯物は真っ黒にならないばかりか、いまでは隣接地域よりも数百メートル離れた地域のほうが煤煙の影響が多いため、隣接2自治会に対する40年前の名目は既に完全に消滅しているはずです。もし名目が消滅していないとするならば、各種フィルターや処理装置の取り付け費用、及び、2倍高の煙突建設費は無駄に使われた(隣接地域に依然として黒いススが降り注いでいる)こととなります。周辺には、若葉、九番、十番、多摩文化村、幸友会の自治会があります。(図①を参照してください) 今日まで、これらの自治会は40年間にわたり特定の自治会だけにお湯の無料提供が行われ、現在も続いている事実を知りませんでした。まさしく市税の公平性、平等性の原則に反するものです。

また先の隣接2自治会は、土地の買い上げの覚書も取り交わし、平成4年に立川市と4件(約1億4千万円)の売買契約を締結(買い上げ)しております。これは市と特定の自治会に属する人との癒着に相当します。5年の時効が過ぎていなければ大きな問題になるどころです。

現在、清掃工場には3基の焼却炉があります。1, 2号炉は、昭和54年(1979年)に操業開始、すでに31年も稼動しており、炉の耐久年数20～25年はとっくにすぎています。また3号炉は耐火レンガが崩れ、奥のパイプまで損傷の事故を起こして

います。この補修費用はいくらかかったのでしょうか？東京都で、もっとも老朽化した設備を持つ清掃工場です。これを今後も稼働させるのは、維持費がかさみ、市民の血税の大変な無駄遣いとなります。安全性にも大きな問題があります。

これらのことを鑑み、私は特に下記の4点につき監査を請求します。

(1) 現清掃工場の移転と新工場建設の速やかな予算計画の提示要求

①移転への明確なスケジュール②新工場の規模と予算③予算の調達方法

(2) 旭、虹ヶ丘ハイツの2自治会には、移転ができない場合は、補償金を払うと協定書に明記してある。

①これをいつ実施するのか②補償金額は単位あたりいくら③他の自治会にも補償金を払うのか

(3) 旭、虹ヶ丘ハイツの2自治会のみ実施しているお湯の無料提供を今後も継続するのか。

①今後も無料提供する理由②市税の公平かつ平等性の説明③経費の計上方法④40年間も給湯協定を開示してこなかった理由

(4) 老朽化した1, 2, 3号炉を今後も稼働させる理由

①稼働させる明確な理由は何か②旧炉は処理効率も悪く、数倍維持費もかさむ。計算数字の開示を請求する③安全性(精神面を含めて)をどのように担保し証明するのか。周辺住民への安全性と、炉を運転・管理、修繕する作業員の安全性に分けて明白にせよ④周辺住民の了承もなく、なぜ延命のための1, 2号炉の大幅改修を行うのか⑤これからの大幅改修費の原資は、いくらで、どのように調達するのか。

2 資料(事実証明書)

(1) 立川市清掃工場<協定書関係・昭和42年から平成20年(1967年から2008年)までの経過フローチャート>

(2) 平成5年(1993年)3月31日に若葉自治会と青木久前市長が取り交わした清掃工場移転の協定書(平成20年12月末までに清掃工場を他の地域に移転する)

(3) 平成5年(1993年)12月25日に旭自治会と青木久前市長が取り交わした協定書(無料温水提供の記載あり)

(4) 平成5年(1993年)3月25日に虹ヶ丘ハイツ自治会と青木久前市長が取り交わした協定書(無料温水提供の記載あり)

(5) 平成5年(1993年)12月25日に旭自治会と青木久前市長が取り交わした覚書(土地の買い上げ)

(6) 平成6年(1994年)3月10日に虹ヶ丘ハイツ自治会と青木久前市長が取り交わした覚書(土地の買い上げ)

- (7) 環境建設委員会（平成 20 年 9 月と 12 月）の議事録での清掃工場長の答弁内容（議事録より抜粋）
- (8) 図①「清掃工場周辺の自治会」立川市側のみ
 - ・9 月 12 日陳述時提出
- (9) 平成 21 年 9 月 8 日日本経済新聞夕刊記事切抜き、平成 21 年 9 月 9 日朝日新聞朝刊記事切抜き、

3 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から請求の趣旨（3）「旭、虹ヶ丘ハイツの 2 自治会のみを実施しているお湯の無料提供を今後も継続するのか」の②「市税の公平かつ平等性の説明」について、請求日から 1 年以内の給湯が「違法又は不当な公金の支出」に該当するかを監査の対象とした。

請求人の主張する請求事項の、（1）「現清掃工場の移転と新工場建設の速やかな予算計画の提示要求」、（2）「旭、虹ヶ丘ハイツの 2 自治会には、移転ができない場合は、補償金を払うと協定書に明記してある」、（3）①「今後も無料提供する理由」、③「経費の計上方法」、④「40 年間も給湯協定を開示してこなかった理由」、（4）「老朽化した 1, 2, 3 号炉を今後も稼働させる理由」については、法第 242 条では、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象となる行為は当該地方公共団体の財務会計上の行為に限られることから監査対象としない。

4 監査対象部課

立川市環境下水道部清掃事務所及びごみ減量化担当を監査の対象とした。

第 4 監査の方法

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 21 年 9 月 12 日、請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述を行い、新たな証拠の提出があった。

また、立会人として関係職員 5 名が出席した。

2 関係職員の陳述

平成 21 年 9 月 12 日、ごみ減量化担当部長、ごみ減量化担当主幹、清掃事務所長、清掃事務所管理係長、ごみ減量化担当主査から陳述の聴取を行った。

また、立会人として請求人が出席した。

3 関係部署からの提出書類

平成 21 年 9 月 11 日、監査委員の請求に基づき下記の書類が提出された。

- (1) 昭和 42 年、桜井元市長が 4 自治会と交わした協約書
- (2) 昭和 52 年～54 年、岸中元市長が 7 自治会と交わした協定書
- (3) 平成 4 年～6 年、青木元市長が 11 自治会と交わした協定書
- (4) 過去 5 年間（16～20 年度）及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの環境整備対策費明細
- (5) 過去 5 年間（16～20 年度）及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの修繕料の明細
- (6) 旭自治会及び虹ヶ丘自治会に係る給湯費用
- (7) 昭和 54 年度に支払われた補償金の明細
- (8) 平成 5 年度に支払われた補償金の明細
- (9) 平成 8 年度実施の 3 号炉増設及び煙突改修の明細
- (10) 平成 16 年度以降の地元自治会等との説明会及び話し合い等の議事録
- (11) 清掃工場周辺環境調査及びダイオキシン類の調査表（平成 8 年度煙突改修前後及び平成 16 年度から平成 21 年度）
- (12) 立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- (13) 環境報告書（2008）
- ・平成 21 年 10 月 15 日追加資料
- (14) 昭和 52 年、多摩文化村自治会打合概要
- (15) 昭和 52 年、小平市小川橋自治会、小平市青葉自治会の「塵芥焼却炉建設に伴う要望事項について（回答）」
- (16) 昭和 54 年、旭自治会の「給湯設備に関する覚書」
- (17) 平成 3 年、小平市上水自治会の「増設炉建設について（回答）」

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員は合議により次のとおり決定した。

本措置請求については、請求に理由がないものとして棄却する。

以下、事実の確認、その判断理由、意見を述べる。

2 事実関係

(1) 沿革

ア 名称 立川市清掃工場（昭和 54 年 立川市塵芥焼却場から名称変更）

- イ 竣工年月日
- ・建物 昭和 54 年 10 月
 - ・ 1 号炉 昭和 54 年 10 月
 - ・ 2 号炉 昭和 54 年 10 月
 - ・ 3 号炉 平成 9 年 3 月
- ウ 所在地 東京都立川市若葉町 4 丁目 1 1 番地の 1 9

(2) 周辺自治会との協約書、協定書

ア 昭和 42 年、立川市塵芥焼却場の改修について 4 自治会と協約書締結

昭和 42 年の協約書では、旭会、虹ヶ丘、九番組、十番組の 4 自治会と「焼却場の増設又は改修は今後行わない」、「自治会の施設の整備及び修理のため要する費用のうち、昭和 42 年度に限り 1 自治会当り一定額を支出する」、「焼却場内に給湯栓を設け 4 自治会内居住者に使用させる」、「焼却場内の施設の一部を自治会の集会等のため使用させる」等を主に規定している。

イ 昭和 52～54 年 塵芥焼却場建設について 7 自治会と協定書締結

昭和 52 年 11 月 15 日から昭和 54 年 3 月 30 日までに交わした協定書では、砂川九番組、砂川十番組の 2 自治会とは、「集会場に係る経費及び維持管理費を補助金として交付する」、「補助金の支払」、特約事項で「協定で定めた補助金以外、その他名目のいかににかかわらず、今後金銭上の請求を一切市に対してできないものとする」等を主に規定している。

小平市小川橋自治会とは、「公害防止のための最善の措置を講じること」、環境整備対策として「私道の舗装等整備、私設し尿雑排水処理集水管及び最終処理施設の補修等整備に必要な諸経費及び維持管理費を補助金として交付する」、特約事項で「名目のいかににかかわらず、今後請求を一切行わないものとする」等を主に規定している。

小平市青葉自治会とは、「公害防止のための最善の措置を講じること」、環境整備対策として「私道の舗装等整備、私設し尿雑排水処理集水管及び最終処理施設を設置する建設工事費を補助金として交付する」、特約事項で「その他名目のいかににかかわらず、今後一切この種の請求をできないものとする」等を主に規定している。

旭自治会とは、「公害防止のため最善の措置を講ずるものとする」、施設等の移転で「旧立川基地利用計画の中に当焼却場建設とは別途に新塵芥焼却場設置計画を組み入れるものとし、この計画が決定された場合は、速やかに当該地に新塵芥焼却場を建設し移転するものとする」、環境整備対策として「地域内道路の舗装整備、未給湯住宅にも給湯、雑排水集水管に前処理施設として貯留ますを設置するに必要な諸経費及び維持管理費を補助金として交付する」、特約事項

で「その他名目のいかんにかかわらず、塵芥焼却場建設に関しては、今後一切この種の請求することはできないものとする」等を主に規定している。

多摩文化村自治会とは、「公害防止のための最善の措置を講じること及び環境調査を実施し、その結果の報告」、市施設の変更及び移転で「今回の建設以後は規定以外の増設又は改修を行わない」、「立川基地跡地利用計画の中に新塵芥焼却場建設計画を組み入れるものとし、この計画決定後は、新塵芥焼却場を跡地に建設し、速やかに移転するものとする」、環境整備対策として「公共下水道を可及的すみやかに敷設完備すること、し尿処理の条件付実施、雑排水、し尿及び処理施設に係る維持管理費一切を地域内に公共下水道が敷設されるまでの間、補助金として交付する」、「雑排水処理施設管等の清掃補修費を補助金として交付する」、特約事項で「名目のいかんにかかわらず、塵芥焼却場建設に関しては、今後一切この種の請求をすることはできないものとする。但し、新炉運転に関して不測の事態が生じた時は、協議の上誠意をもって事態の解決にあたるものとする」等を主に規定している。

虹ヶ丘ハイツ自治会とは、「公害防止のための最善の措置を講じること及び環境調査を実施し、その結果の報告」、施設等の変更及び移転で「今回の建設以後は規定以外の増設又は改修を行わない」、「立川基地跡地利用計画の中に新塵芥焼却場建設計画を組み入れ、この決定後は、新塵芥焼却場を跡地に建設して、速やかに移転するものとする」、環境整備対策として「集会施設の設置、住宅 38 棟への給湯を行うこと、雑排水集水管に前処理施設として貯留ますを設置するために必要な諸経費及び維持管理費を補助金として交付する」、「名目のいかんにかかわらず、塵芥焼却場建設に関しては今後一切この種の請求をすることはできないものとする」等を主に規定している。

ウ 平成 5 年 清掃工場増設炉建設について 11 自治会と協定書締結

平成 5 年度の協定書では、旭、虹ヶ丘ハイツ、砂川九番組、砂川十番組、若葉、多摩文化村、幸友会、小平市小川橋、小平市上水新町青葉会、小平市上水、小平市玉川上水南の 11 自治会と「公害防止のため最善の措置を講じること及び環境調査」、施設等の変更及び移転で「既設炉の大幅改修以外の増設・改修は行わないこと、平成 20 年を限度に、清掃工場を他の地域に移転する」、環境整備対策として「生活環境整備事業等を実施し、これに要する費用を補助金として交付する」等を主に規定している。なお、旭、虹ヶ丘ハイツの 2 自治会とは、「都市ガスの導入費用の負担」及び「現在実施している給湯については、現清掃工場の存する限り継続して行うこと」を別に規定している。

3 判断

以上のような請求人の主張、事実関係の確認、監査対象部署の説明及び提出された資料に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は特定の自治会に対して給湯することは、市税の公平性・平等性の原則に反するとしている。

これに対して所管課は、給湯は清掃工場の隣接地に降灰防止設備の貧弱な時代から住み続け、焼却による降灰、臭気などによる迷惑を被っていた周辺対策の一つとして無料提供を実施した。このことにより、現在まで清掃工場の運営を理解いただいた経過があり、必ずしも市税の公平かつ平等に問題があると考えていない、としている。

給湯については、昭和 54 年に取り交わした「給湯設備に関する覚書」により、昭和 47 年の「給湯設備に関する取り決め事項」で旭自治会 27 戸への給湯を開始したことが確認できる。また、昭和 54 年の協定書で、旭自治会の未給湯住宅と虹ヶ丘ハイイツ自治会 38 戸へ給湯を開始したことが確認できる。

なお、他の自治会に対する給湯は、昭和 47 年に九番組自治会、昭和 54 年に多摩文化村自治会、小平市小川橋自治会、小平市青葉自治会、平成 3 年には小平市上水自治会から要望があったが、施設能力から不可能である旨回答した経過があり、特定の 2 自治会のみを優遇してきたとは言えない。

平成 5 年の増設炉建設に当って、2 自治会と締結した協定書第 4 条第 3 項で「給湯については現清掃工場の存する限り継続して行う」と明記してある。

したがって、周辺生活環境整備対策として給湯費用に支出をしてきたことは、法第 242 条の「違法若しくは不当な公金の支出」とは言えず、請求人の言う「市税の公平かつ平等性に問題がある」は理由がない。

4 意見

以上のとおり、本件請求において請求人の主張に理由はないが、次のとおり意見を述べる。

清掃工場は、立川市民 17 万人余の排出するごみの処理を担っており、稼働できない事態になれば市民生活に大きな支障をきたすことになる。

清掃工場のように一般的に迷惑施設といわれる施設の運営には、隣接地住民の理解と協力がなければ困難である。

清掃工場の運営に当っては、今後も市民の理解が得られるように努められたい。